

令和5年6月14日
まちづくり部建築住宅課
住宅政策係

報道機関各位

空き市営住宅をグループホームに活用します

市は、本来の目的に支障がない範囲内で、市営住宅の空き住戸の活用を進めています。その一環として、6月から精神障害者用グループホーム(サテライト型住居)としての活用を開始しました。

このグループホームとしての利用は社会福祉法人等が障害者総合支援法に規定する共同生活援助事業として、「グループホーム事業」を実施する場合に、市営住宅を利用することができるものです。

○該当の市営住宅

市営米山団地(集合住宅型)の1戸

○グループホームとしての利用条件

- 対象事業 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(以下「省令」)第1条に規定する事業
- 運営主体 市営住宅を使用することができる主体は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人その他省令第2条に規定するもの。
- 期間 使用許可の期間は原則1年以内とする。住宅の需要等を勘案のうえ、更新することを妨げない。

【問い合わせ】

まちづくり部建築住宅課
住宅政策係

Tel027-82-1111(内線1252)